

第6回「防府市自治基本条例推進協議会」会議録概要

1. 開催日時 平成25年9月18日（水）午後6時30分～8時10分
2. 会場 文化福祉会館 2階10号
3. 出席委員 9人（欠席：徳永委員）
4. 概要 （発言要旨の文章表現は、簡略化し、文脈、発言趣旨から並べ替えをしています。）

◎協議事項

○事務局

送付資料の確認、説明。

「防府市自治基本条例の見直しに関する提言書（案）」の「1. はじめに」と「3. まとめ」は事務局としては、委員の方に書いていただく方が良いと思い現在は空欄にしてあります。ここは、委員長にお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○全委員

賛同。

○委員長

早速ですが、次第にそって協議を進めます。「1. 今後の日程について」の説明を事務局からお願いします。

○事務局

この協議会は本日を含めて、あと2回で終わりとなります。意見はできるだけ今回で出していただき、第7回の意見は最終的な確認の意見として提言書にまとめていくこととなります。最終回となる第7回でいただいた意見をどのように記載していくかについては、（これまでのように協議できないため）郵送で最終確認をお願いしたいと考えています。また、提言書の提出については、市長との日程調整が必要となりますので、後日連絡したいと思います。

○委員長

次回の第7回が、提言書の最終的なまとめの会議として予定されています。今回は第5回に引き続き、「第8章 財政」の第24条からの検討になります。

前回、課題がありましたので、事務局から説明をお願いします。

○事務局

議会の視察報告がインターネットで配信されていないというお話がありましたが、各戸に配布されている議会だよりには「視察報告」として掲載されており、これは、インターネットでもさかのぼって見ることができます。

また、研修に関して他市の条例でどのように定めているかについては、平成24年4月以降に自治基本条例を制定した自治体は、事務局が調べたところ32あり、このうち、6つの自治体で「研修」という言葉を使った規定がありました。その内容は「研修によって自己研鑽に努める」や「積極的に研修を行って能力向上に努める」という記述がされており、具体的な研修方法等について定めている自治体はありませんでした。

「子ども」と「青少年」の権利を条文化することについてですが、市の担当部署とも協議をしましたが、本条例の策定時に自治の担い手を「市民等」「市議会」「市長等」の3者として、それぞれに「役割（又は権利）」と「責務」を定めており、その3者による参画と協働によってまちづくりを行うということで全体が構成されています。また、本条例の策定過程において「子ども」に関する協議はなされており、その結果現在の条例になっていること、また制定以降、時間の経過によって条文が時代にそぐわなくなっているのか、条例の規定に不備や不足があると言えるのかということ等も踏まえて考えていただきたいと思います。現段階で条文の変更が必要というご提言をいただく場合、この協議会からの意見としてどのような理由で不備なのかをまず議論いただき、不備があるとなれば、次にどのような条文が必要になるのかを議論いただくことが必要になってくると考えていますが、いかがでしょうか。また、この「子ども」についての意見は、現段階では、提言書（案）の【意見】の欄に掲載していますが、いかがでしょうか。

○委員長

説明いただいた件については、提言書の案に関する協議の中で最終的に確定をしていきたいと思えます。では、前回の続きの議論から行いたいと思えますが、今回用意していただいた資料の「防府市自治基本条例の見直しに関する提言書（案）」を使用して進めたいと思えますので、説明をよろしくお願いたします。

○事務局

前回までの内容を基に提言書の案を作成したので、併せて協議をいただきたいと思います。

「防府市自治基本条例の見直しに関する提言書（案）」の作りの説明。

- ・「防府市自治基本条例の見直しに係る意見等の整理表」の「提言書に指摘事項として記載すべき事項」→「防府市自治基本条例の見直しに関する提言書（案）」の「提言」の枠内に記載（ただし、要望として意見欄に記載した方がいいと思われるものは記載していない）。
- ・「防府市自治基本条例の見直しに係る意見等の整理表」の「意見等」→「防府市自治基本条例の見直しに関する提言書（案）」の「意見」に記載。

（財政運営）第24条 関連

○委員長

「第8章 財政」からご意見をいただきたいと思います。前回までに特に提言や意見にあたるものがなかったので、記載がありませんがいかがでしょうか。

○A委員

「第24条 財政運営」ですが、行政運営には行政評価が入っており、財政運営にも同じように評価や監査の項目があると思います。「第24条 行政運営」と「第25条 財政状況の公表」の間に監査に関する条項があってもいいと思います。文言としては、「市は、適正で効率的な財政運営を確保するため財政監査を行うこととし、必要に応じ外部機関による監査を実施することができる」、「市長等は、監査結果を財政運営に速やかに反映させるよう努めなければならない」、「財政監査に関する手続その他必要な事項は別に条例で定める」というような条文があってもいいと思います。

○委員長

地方自治法で決まっていると思いますが、監査について市ではどうなっていますか。

○藤津部次長

市には、監査委員制度があります。外部監査は実際には行っていませんが、毎会計年度必ず1回以上の定期監査とその他特段の監査をしています。また、財政については、実質公債費比率など様々な指標について、健全な自治体運営ができるかどうか数値的評価を自ら算出して公表しています。

○B委員

効果的に健全な運営が行われているということは、どうすれば確認できるのでしょうか。

○藤津部次長

財政状況に関しては様々な指標があり、それらは公表していますので、他市や県と比較することができます。今、防府市は健全な財政を維持している状況です。

○委員長

事務事業の数やそれぞれに係る経費は明確になっている中で、具体的な監査という点では議会の監視がそれに該当すると思うので、議会の役割になってくるのかと思いました。

○A委員

防府市自治基本条例なので、包含した形の条項があってもいいと思います。

○事務局

今お話がありました行政運営と議会の役割と責務については、「防府市自治基本条例の見直しに関する提言書(案)」5ページ「第4章 市議会 第8条第1項 市民の信託にこたえるため、行政運営を監視し、けん制する機能を果たさなければなりません」の部分がそれに当たると思います。監査委員については、6ページ「第5章 執行機関 第11条 市長を除く執行機関の役割と責務」に含まれています。自治基本条例なので細やかな表現にはなっていませんが、それぞれの条項で定めています。

○委員長

「第8章 財政」で特になければ、「第9章 参画及び協働の推進」についていかがでしょうか。

(参画の推進) 第24条 関連

○A委員

「防府市参画及び協働の推進に関する条例」について、関心が薄いところがあり、市民と市レベルの参画と協働になっていると思います。地域コミュニティは中間にあり、地域の行政に関する一端を担っていることを認識して、市民がまず地域コミュニティに参画するように関心を持たせて欲しいです。そうすることで地域コミュニティと市レベルの参画や協働の意識の醸成が進み、実際の活動が進んでいくと思うので、そういったことが強調できるような文言があればいいと思います。

○B委員

お金やエネルギーがかかるので、参画や協働はよく考えて行わないといけないと思います。敬老会のイベントで手伝いをした際に配られていたお酒が山口県産のものではなかったのですが、一方で、大雨で被災した萩の酒造では災害ボランティアの力を借りて復旧を目指しています。こういったことを見ると抜かりがある気がしました。確認する目は多い方がいいので、情報収集と検証が簡単にやり取りできたらいいと思いました。

○C委員

現在15の地域で地区社協が主体となり敬老会を運営しています。敬老会のイベントでは、弁当の配布をしたり、欠席者には防府市内共通商品券（通称：ぼんぽこ券）を送付したりしていますが、地元と関わりのある地域内の事業所から仕入れていると思います。防府市は高齢化率が約30%になりますが、敬老会の行事を行っても少ない地域では参加率が10%程度です。人が集まらないので、集合型から小さい単位へと形が変わってきています。地域コミュニティを発展させていかなければ行政も発展していかないので、地域コミュニティをいかに発展させ、そこにいかに市民が入り、地域が盛り上がって行政を引っ張り込むかが大切になると思います。

○D委員

今年初めて敬老会に行きましたが、とても楽しかったので、もっとこういったつながりができたらいいと思いました。敬老会以外にも、年齢に関係なく地域のいろいろなものに参加していくと地域コミュニティが活発になると思います。

○E委員

NPO法人を運営していますが、防府市ではまだ21団体しかなく、行政の窓口に行くと今までのケースにないので即答ができないと断られることが多かったです。社会教育団体ではないので、公民館の予約が前もってできないなど、市の施策や地域に入っていくとNPO法人はまだ入りにくいと感じます。参画や協働の環境整備の中で入りやすい環境にさせていただけたらと思います。ペ

ットボトルキャップを自治会や地域で集めて業者に持っていき、活動費にされる話を聞いていますが、市民で作る助成金制度や寄付金制度が構築できないか考えています。指定管理者として集めて出しているの、市が市に補助金を出すのはおかしいですが、スタッフが持ち込んで最後まで扱っているので、地域と何が違うのかジレンマがあります。

他の地域では地域コミュニティや自治会がNPO法人になる地域がありますが、防府市では現在のNPO法人の活動や今後地域がNPO法人になろうとするときに壁があるというのが現状です。

○委員長

市民の参画意識と行政の協働意識ですね。

○E委員

全てボランティアでは市民にも限界があるので、NPO法人が全てではありませんが、そういった組織の活動も補助金の対象になっていくといいと思います。

○委員長

「防府市参画及び協働の推進に関する条例」が4月に施行されて、実効性を確保するための協議会が設置されるようになっていますが、いつごろ設置されますか。

○事務局

この協議会が終わってから設置することになります。

(協働の推進) 第30条 関連

○委員長

その協議会の方で実効性を確実なものにするためにしっかり協議をしていただきたいと思います。今のご意見は意見欄に出ていると思いますので、他にいかがでしょうか。

○F委員

「防府市参画及び協働の推進に関する条例」や「防府市自治基本条例」について、まだまだ周知が不足していると思います。今から参画や協働をしていこうという中で、市民はもちろん大企業や国や県の機関へも周知を図りながら、協働の活動を進めていかなければいけないと思いました。

○A委員

協働を育てるという意味で、大きい事業やお金を出すだけではなく、実施するときには実際に市が主導するといいと思います。参画については、審議会等の委員を募集していることを市広報に掲載していますが、協働についても各部局で協働できる事業について考え、市広報に提案を掲載するいいと思います。協働をするときは市が軌道に乗るまで主導すると発展していくと思います。

○委員長

「防府市参画及び協働に関する条例」の中に協働事業提案制度の創設が規定されていますが、検討はこれからですか。

○事務局

はい。

○委員長

これから始まるようなので、別の協議会の方で積極的に協議いただきたいと思います。

「第10章 その他」について、いかがでしょうか。

なければ、今日は提言書の案を最初から見直していただき、項目について最終的な修正の意見をいただきたいと思います。条例の見直しですが、最終的に条文の修正の可否について、協議会の意見として出さなければいけません。防府市自治基本条例の制定の過程では、市が議会に提出した条例（案）は継続審査となり、議会の修正が入ったうえで修正（案）が可決されました。そういう過程を経て制定された条例なので、修正する場合は議会への説明に耐えうる根拠や裏付けを示さなければなりません。それを踏まえてご意見をいただきたいと思います。全体の作りは4つに分かれていますが、「1はじめに」と「3まとめ」と「4協議会の概要」は除き、「2検討結果と提言」について、提言内容のご確認とご意見をいただきたいと思います。

（市民の権利及び市民等の権利）第6条、（市民の責務及び市民等の責務）第7条 関連

○D委員

第3章の部分の提言の欄に「子どもと青少年」と記載がありますが、どのように仕分けていますか。

○事務局

提言の欄に記載している「子どもと青少年」については、事務局では特に定義付けをしていません。子どもたちに早くから関心を持ってもらうため、小さいときから周知活動に取り組んで欲しいという意見をそのまま提言として入れています。

○委員長

子どもと青少年を2つ並べることは、いかがでしょうか。

○G委員

いいと思います。それから、以前、議会で「子ども議会」が開催されていましたが、最近はされていません。学校教育の中で実際に子どもたちが議会に来て体験するのは、自治基本条例の意義を伝える重要な一つの方策だと思います。子ども議会は復活させるべきだと思います。

○D委員

内容は賛成ですが、子どもと青少年という言い方がだぶっていると思います。

○G委員

逆に網羅していいような気がします。

○事務局

大人に対して、若者や子どもといったくりを別の表現として、ここでは子どもと青少年にしていますが、みなさまからご指摘がありましたら、次回修正したいと思います。

○G委員

この表現だと並びがよくていいと思います。

○委員長

子ども議会のことは意見の中に追加しましょう。

○B委員

提言に意図して入れたいのは、意識、関心を高めるには、単位は小さい方がいいということです。家族や夫婦が1番小さい単位と思いますが、班や自治会、学校区といった小さいところから仲間意識や責任感の共有などを育てていき、権利や責務について勉強をしていく過程の中で意識や関心が高まるといいと思います。子どもがグループで話し合う中で発言する権利があり、その発言には責任が伴うという、権利や責務に対する意識ができてくると、それが、いずれ市民自治に発展していくように思います。

○委員長

4ページの1番下の「市民等を細分化すると条文のつくりが複雑になってかえって分かりにくい」という意見は、議論の中で意見として出ましたが、提言書には要らないと思います。

○G委員

相応しくないですね。

(市議会の役割と責務) 第8条 関連

○委員長

では、削除しましょう。

次に、「第4章 市議会」ですが、いかがでしょうか。

○G委員

これまで市議会は議会報告会を年1回行っていましたが、今年から年2回、15地域を回るということで、意欲が出てきていていいことだと思います。市民も選ぶ側として、そういう機会を活用して欲しいです。

(市の職員の責務) 第12条 関連

○委員長

なければ、次の「第5章 執行機関」に参りますが、いかがでしょうか。

○G委員

市の職員は地域の活動に積極的に出てきて欲しいとか、定年退職後は地域のために働いて欲しいという意見がよく出ます。大きい会社では、地域で役職を持つことを指示するところや、他市では、市職員で構成した高齢家族の見回り隊が1人暮らしの家庭を回るなどの活動をしているところもあります。こういった実践を通じて、市民に対応できる力をつけていくことも大事な事だと思います。

(総合計画) 第13条 関連

○委員長

では、次の「第6章 総合計画」に参りますが、いかがでしょうか。

○B委員

計画に対して、チェックや評価が入るべきだと思いますが、評価は第三者にしてもらわなければ正当な評価にならないと思うので、意見にある第三者委員会が相応しいか分かりませんが、そういったことを提案に入れられませんか。

○委員長

第三者委員会の設置というのは、なかなか難しいですね。

○G委員

議員が私たちの代表として議会の本会議で予算のチェックをしているので、議員にしっかりやってもらわなければなりませんね。議員の資質の向上を図った方がいいと思います。

○委員長

「入れられないか」ではなく、意見の表現を変えましょう。

○G委員

第三者委員会は実際には不可能だと思います。

○B委員

オンブズマンシステムをとっているところもあります。

○委員長

鳥取県の智頭町では、住民を行政評価に参加させるため各部局別に委員会を作り、そこに住民が入って意見を発言し、評価をしています。

○G委員

そういうのはいいと思います。第三者委員会とわざわざ作ってしまうと厳しい気がします。第三者委員会という表現はどうでしょうか。

○C委員

ここは議会の権能との兼ね合いもあるので、第三者委員会と出すよりも「市民が集う中でお互いの意見発表ができる場」というようなやわらかい表現にした方がいいと思います。

○G委員

防府市自治基本条例に参画や協働が出てきますが、それに対する市民の意識のレベルにはかなりのかい離があります。第三者委員会などを設置するには、参画や協働に対する市民のレベルがもっと上がらなければいけないと思います。

○B委員

表現を変えていただきたいと思います。

○委員長

「市民が参画できるような仕組みが考えられないか」というような言葉に変えてください。

○事務局

意見を預らせていただいて、次回お示しします。

○G委員

市民の目線で評価できるようなやわらかい表現がいいと思います。

○藤津部次長

評価に関しては、企画政策課で事務事業の評価をしています。実施計画で1年ごとに何をするか決めて評価し、1年単位でローリングしています。外部評価は行っていませんが、総合計画のうち基本計画については、中間の見直しが5年ごとにあり、5年に1度市民アンケートを行っています。市民満足度という評価指標を基に、ある程度の市民の評価を得ています。

(行政評価) 第 18 条 関連

○委員長

では、次の「第 7 章 行政運営」に参りますが、いかがでしょうか。

先ほどの第三者委員会は「第 18 条 行政評価」の提言の欄に出っていますが、要検討でしょうか。

○G 委員

整合性をとった方がいいでしょう。

○委員長

議会との関連も出てくるので、第三者委員会という表現は、事務局で検討していただいて、次回示していただきますように。

○A 委員

提言と意見の違いは何ですか。

○事務局

今回の防府市自治基本条例の見直しにあたっては、条例制定後どのような取組みがされ、市民に浸透してきているのかという視点で検証していただくため、まず、行政が取組んできたことを説明し、ご意見をいただきました。意見の多くは要望に近いものでしたが、提言となるともう少しまとまった形になると思います。意見の中の「提言部分」と「要望事項」との色分けは難しいですが、みなさんの意見を基に作成したものを事務局案として今回お示ししています。意見の欄に記載しているものの中で、これは提言とすべき内容であると協議会の意見としてまとめれば「提言」として記載していくということでご協議いただけたらと思います。

(政策法務) 第 22 条 関連

○委員長

「提言」というのは、この協議会の総意として実効性を具体的に検討してもらいたいという、行政に対する強い要望になります。「意見」というのは、記載している意見が出たという、協議会における 1 つの参考資料という形で行政に伝えたいと考えています。

「第 22 条 政策法務」の意見に「良し悪しは蓄積されていく」と記載されていますが、どういう意見をまとめたものですか。

○事務局

第 3 回の協議会のときに、「平成 24 年度に法務推進課が設置され、条例や規則の審査が行われていますが、そこで防府市自治基本条例と他の条例や規則との整合性がとれているかチェックはされてい

るか」と質問があり、「審査をするよう心がけており、今後も整合性についてはチェックをしていく」と回答をした後にいただいた意見です。

○A委員

条例を縦軸と横軸でチェックすることは非常に大事なことで、チェックすることでいいところと悪いところが蓄積され、それを基にして条例の改革につながっていくと思うので、いいことだと思います。

○委員長

今もチェックが行われていますが、更に進めて欲しいというような言葉の表現に変えていただきましょう。

○事務局

はい。

○G委員

「第22条 政策法務」の意見の欄には、意見が3つ出ていますが、1つにまとめたらいいと思います。

○事務局

次回またお示しいたします。

(危機管理) 第23条 関連

○委員長

では、次に「第23条 危機管理」ですが、いかがでしょうか。

○G委員

情報の提供ですが、今回の台風災害では気象庁の呼びかけにより、京都府で新しい取り組みがされましたが、いろいろと問題があったようなので、行政はきちんと整備して欲しいです。

○B委員

情報が何回もメールで流れてきて、却って混乱した人もいたそうです。

○G委員

地域で自主防災組織を立ち上げることに力を入れていかなければいけないと思います。誰を対象に防災教育をするかが重要ですね。

○B委員

自助努力の重要性はテレビでも言われていますが、知識がないと何をしたらいいかわからないので、一目で分かる案内地図など具体的で明確なものを作っていただけたらと思います。

○G委員

地域で昼間の自主防災体制と夜の自主防災体制を二重で考えていかないといけないと思います。昼間は働いている人もおり、家にいる人だけで昼間にできることと夜にできることを考えていかないといけないと思います。そういう自主防災組織を行政が本気になって推進していかなければいけないと思います。

(審議会等の運営) 第28条 関連

○委員長

では、次に「第9章 参画及び協働の推進」についていかがでしょうか。

○G委員

審議会等の公募委員の現状はどうなっていますか。

○藤津部次長

審議会の委員についてはこれまで女性は少なかったですが、今は2～3割、最低でも1割と女性を増やしています。また、幅広い層からの参画を得るために、夜間に審議会を行うものもあると思います。審議会はそれぞれ条例や要綱、規則で作られていますが、庁内で「審議会等の設置運営指針」を定めており、その中で委員の兼職は1人3つ、多くて5つまでという要件があるので、だんだん幅広い層の市民の公募を得てきています。

○G委員

進歩している訳ですね。

○藤津部次長

少しずつ進歩しています。

○D委員

国でも「2030運動」として、2020年には審議会等での女性の割合を30%にしようとしています。1人5つまでしか審議会等に参加はできませんが、防府市の人口の半分は女性がいると思うので、いつも同じ人ではなく、人材を広げて探していただきたいです。新人を発掘することは行政の仕事だと思っています。

○F委員

1人3つまでですか。

○藤津部次長

通常は3つまでですが、やむを得ない場合は5つまでという基準を設けています。基準は内部にしか示していないので、委員の中にはご存じない方もいらっしゃると思います。

○F委員

新しい方の意見をどんどん取り入れていかなければいけないので、同じ人が同じ種類の審議会等に重なって出ているのはおかしいと思いました。市民全員が1回は審議会等に参加しなくてはならないとしてもいいと思います。

○藤津部次長

まだ過渡期なので、今後参画や協働に対する意識が高まればやっていけるようになると思います。

○F委員

公募以外で重なるのは有り得ると思いますが、いくつも重なっている人もいることに驚きました。

○藤津部次長

一般の市民の方は審議会等に興味が少ない方が多く、ある程度今までの知識や経験が蓄積された委員の方に引き続き参加していただくという面も当然出てきます。これからは幅広い意見を聞く上で、提言に記載されているような方向で行かなければいけないと十分認識しています。

○委員長

それでは、最後に「第30条 協働の推進」の提言についていかがでしょうか。

特になければ、今回の協議会の議論の中で全体を通じて、条例の施行後3年経った現在、現行の防府市自治基本条例の条文の修正については、特に必要なしということで協議会の意見としてもよろしいでしょうか。

○G委員

異議なし。

○委員長

それでは、今回議論いただいた意見をまとめて、次回の協議会で提言書の案を最終的な形にしていきたいと思います。次回は、今回課題になりました4ページ「第3章 市民及び市民等」、8ページ「第6章 総合計画」、10ページ、11ページ「第7章 行政運営」を検討していただき、修正されたものを協議していただきたいと思います。

○事務局

第7回協議会の日時について→10月24日（木）18時30分。

会場は開催通知にてお知らせします。

また、最初にお配りした条例の解説書に対して何かご指摘がありましたら、次回までに事務局に意見をいただき、解説書の見直しに反映させていきたいと思っております。ただ2点ほど予め判っている変更点についてお知らせしておきます。解説書に「水道事業管理者」と記載がありますが、現在は「上下水道事業管理者」に変わっています。それと、「総合計画」の「基本構想は市議会の議決を経て」となっているところは、地方自治法の改正により、市議会の議決を経る必要はなくなりました。この2点については、事務局の方で表現を改めますのでよろしくお願いいたします。